

仙北市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、仙北市国民健康保険税条例の改正が必要となったものです。

2 改正内容

（1）課税限度額の引上げについて

- ・後期高齢者医療支援金分 22万円 → 24万円（2万円増）

（2）5割及び2割の減額対象となる世帯等の金額等の引上げについて

- ・5割軽減の基準額の引上げ 29万円 → 29万5千円
- ・2割軽減の基準額の引上げ 53万5千円 → 54万5千円

3 施行期日

令和6年4月1日